

# 留萌家畜衛生だより



(ホームページ) <http://www.rumoi.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/rukahotop.htm>

- 1 「農場図面」・「飼養衛生管理マニュアル」・「消毒等の手順書」を活用しましょう
- 2 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ(HPAI、LPAI)の発生状況と今後の対策
- 3 国内での豚熱の発生状況に注意
- 4 越境性動物疾病(口蹄疫、アフリカ豚熱)の発生状況について
- 5 令和3年度 予防事業計画
- 6 令和3年度 市場上場牛等のヨーネ病検査日程
- 7 監視伝染病の発生状況(留萌、全道)
- 8 牛伝染性リンパ腫対策について
- 9 令和3年度 使用料・手数料単価一覧
- 10 職員体制と連絡先

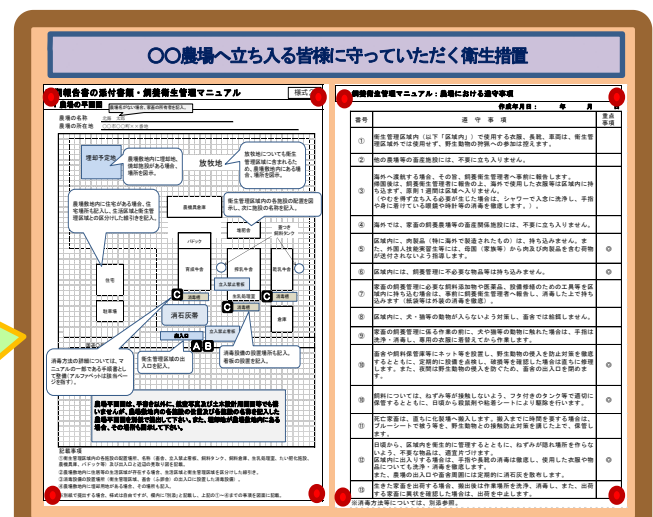
## 1 「農場図面」・「飼養衛生管理マニュアル」・「消毒等の手順書」を活用しましょう

令和3年度の定期報告は前年度の内容から大きく変更が加わり、農場で実施する「衛生措置を図示した農場図面」、「飼養衛生管理マニュアル」、「消毒等の手順書」を含む内容となりました。これらの様式については、農場内に掲示し、立ち入る方々が農場の飼養衛生管理マニュアルに従い、着替え、清潔な手袋の着用、長靴の履き替えや消毒といった衛生措置を実行するよう促すために活用しましょう。市町村並びに関係機関の皆様の御協力をお願いします。



衛生管理区域や畜舎の出入口等、衛生措置を実施すべき場所に、手順書を掲示する

農場の作業従事者及び外部事業者等がマニュアルを遵守するよう、掲示等の方法で周知する



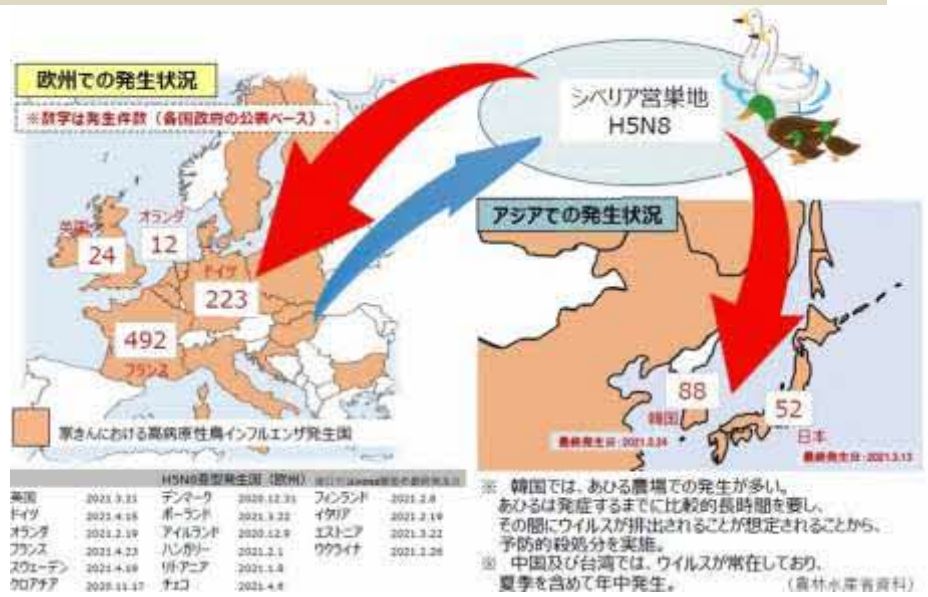
## 2 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ（HPAI、LPAI）

### の発生状況と今後の対策

2020年シーズンの高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）は、2020年夏にシベリアで検出されているH5N8亜型ウイルスがユーラシア大陸の東西で猛威を振るい、フランス（492件）や韓国（88件）を始め、各地で続発しました。日本国内では2021年3月までに18県52事例の発生があり、殺処分羽数は約987万羽と過去最大の被害をもたらしました。渡り鳥を介した侵入は、北方から飛来する冬期

（10月～翌5月頃）にリスクが高くなりますが、感染野鳥やウイルスに汚染された小動物、人や汚染物品等を介してウイルスが家きん舎に侵入することを防ぐために、今一度、飼養衛生管理の確認・徹底をお願いします。

短い夏を迎えるこの時期、予防対策を万全なものとしておきましょう。「予防対策の重要ポイント」を参考に、改めて**侵入防止のための飼養設備の再点検や補修、作業手順の再検討**をお願いします。また、引き続き、異状家きんの**早期発見・早期通報**に努めてください。



### 予防対策の重要ポイント



#### ① 人・物・車両によるウイルスの持ち込み防止

- ・ 衛生管理区域、家きん舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底
- ・ 衛生管理区域専用の衣服、靴、家きん舎ごとの専用の靴の使用
- ・ 上記措置の記録

#### ② 野生動物対策

- ・ 防鳥ネットの設置・修繕、壁の破損・隙間の修繕
- ・ 家きん舎周囲の清掃、整理・整頓
- ・ 上記措置の定期点検



### 3 国内での豚熱の発生状況に注意

平成30年（2019年）9月9日に26年ぶりの国内発生を見た豚熱は、68事例の発生がありました（防疫措置対象：109農場、4と畜場、240,330頭、令和3年5月18日時点）。また、野生いのししの感染状況調査から、感染野生いのししから飼養豚等への感染リスクが高い地域と判断された30都府県で、飼養豚等にワクチンが接種されていましたが、今般、青森県と岩手県もワクチン接種推奨地域に追加され、ワクチン接種が開始される予定です（6月15日時点）。残念ながら、ワクチンの接種後も豚熱の発生が続いており、令和元年（2019年）発生50及び51事例目、令和2年（2020年）発生59及び61事例目、そして令和3年（2021年）発生の全事例（62～68事例目）が**ワクチン接種地域での発生**となっています。**飼養衛生管理基準遵守を徹底**し、ウイルスの侵入を防ぎましょう。また、**早期発見・早期通報**の徹底をお願いします。

**注意：ワクチン接種地域から道内への豚や精液等の導入は制限されています。導入計画を立てる場合は必ず**最新情報**を確認し、家畜保健衛生所に連絡しましょう。**

**豚熱**  
CSF

**特徴的な症状が無く、気がつきにくい疾病です！**  
発熱、食欲不振、元気消失等、うずくまり、便秘に続く下痢、呼吸障害等  
**異状を発見したら直ちに通報しましょう！**



耳翼の紫斑      元気がない      結膜炎

### 4 越境性動物疾病（口蹄疫、アフリカ豚熱）の発生状況について

#### （1）口蹄疫（FMD）

口蹄疫（FMD）は、偶蹄類家畜（牛・豚・めん羊・山羊など）や野生動物（鹿等）が感染し、伝播力が非常に強い悪性の伝染病です。日本近郊では、ロシア、モンゴル、中国、韓国等、アジア各国の偶蹄類家畜（牛・豚・めん羊・山羊など）で継続して発生が確認され、直近では、令和3年（2021年）3月に中国で豚のFMD（O型）発生が報告されています。



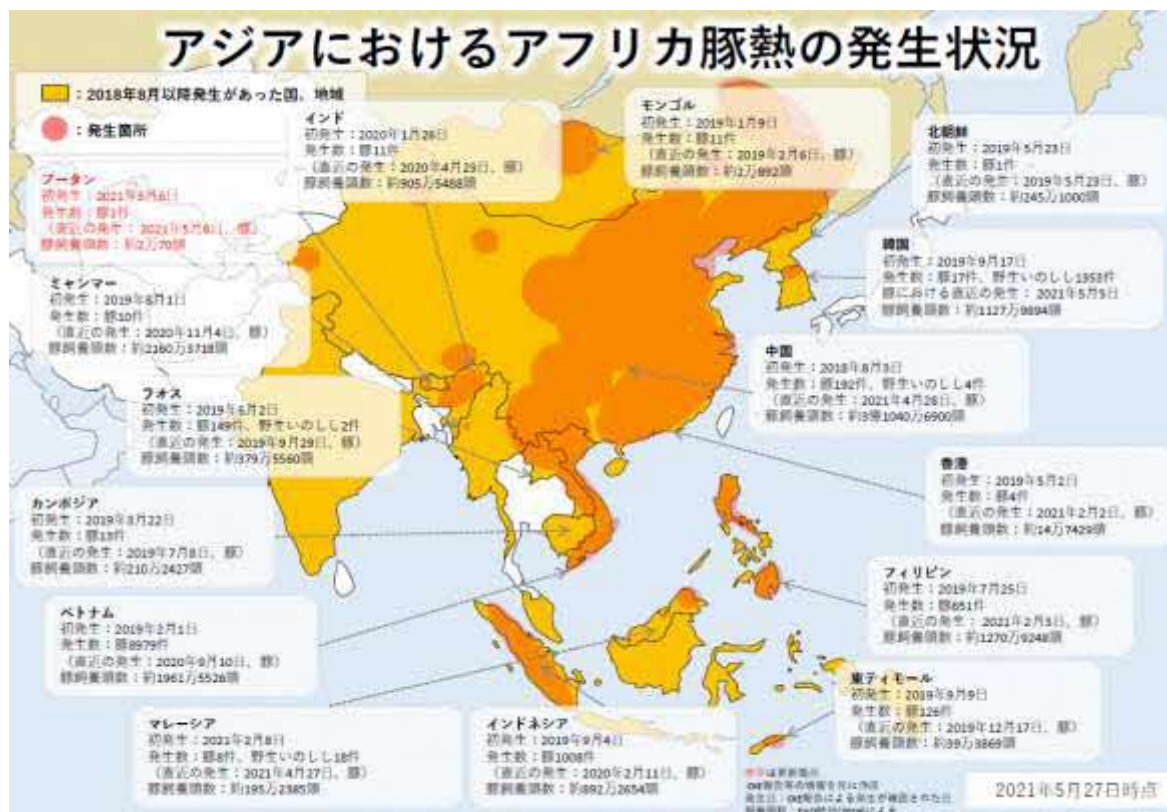
泡状のよだれ      上顎口唇潰瘍      水疱が破れている

FMDは牛や豚等で、発熱、食欲不振、泡状のよだれ、口や蹄、乳房に水疱、びらん、潰瘍等が見られるのが特徴です。**複数の家畜で、発熱や食欲不振等が見られる場合、口の周りや蹄の間に水疱等がみられないか確認していただき、疑わしい症状が見られたら、直ちに家畜保健衛生所にご連絡ください。**

## (2) アフリカ豚熱 (ASF)

アフリカ豚熱 (ASF) は、ASFウイルスが豚やいのししに感染する伝染病であり、発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い疾病で、有効なワクチンや治療法はありません。ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により伝播し、近年の感染拡大には人的要因 (汚染肉類や肉製品の運搬、残飯の処理など) が無視できないと指摘されています。

2018年8月にアジア地域で初めて中国でのASF発生が確認されて以降、急速にアジア諸国にまん延し、感染拡大が続いている状況です。また、日本近郊の中国では2021年4月、韓国では5月に継続して発生が確認され、人や物を介した日本への侵入リスクが一層高まっています。



### 【 海外からの肉類の持ち込みを未然に防ぎましょう 】

近年、海外からの渡航客が持ち込んだ携帯品 (食肉加工製品) からASFおよびHPA Iウイルスが検出される事例が多数あります。中国、ベトナム、フィリピン等から持ち込まれた携帯品 94 件からASFウイルス遺伝子を検出し、うち、2019年1月に中国から持ち込まれたソーセージ2件、2020年8月、12月にフィリピンから持ち込まれたソーセージ2件からASFウイルスが分離された事例が確認されています (2021年2月9日時点)。

研修生等が携帯品として農場内に肉類を持ち込むことや、国際郵便等で肉製品が送付されることのないよう、関係者の皆様には改めてご協力をお願いします。

### 海外からの肉製品の違法な持ち込みに対する対応を厳格化しています！

2020年7月1日から、輸入検査を受けずに畜産物を持ち込んだ場合には、**3年以下の懲役**または**300万円以下の罰金**が科せられます (法人の場合は、最高5,000万円)。

- 海外から肉製品等を持ち込まない、送らない、受け取らない
- 国際郵便等が届いたら肉製品等が入っていないことを確認
- 国際郵便に動物検疫所による「検疫済」「検査済」のスタンプが押印されていること確認
- 上記に違反していた場合、速やかに動物検疫所及び家畜保健衛生所に連絡

## 5 令和3年度 予防事業実施計画

生産者および関係機関の皆様の御協力をよろしくお願いします。

検査疾病名	対象市町村	対象家畜	予定頭羽群数	実施時期
牛のヨーネ病検査	初山別村	繁殖の用に供する 肉用雌牛 (24か月齢未満を除く)	1戸27頭	5月 終了 (全頭陰性)
	苫前町	繁殖の用に供する 乳用雌牛 (24か月齢未満を除く)	17戸1,300頭	11~12月
蜜蜂の腐蛆病検査	留萌市、増毛町、 苫前町、天塩町他	飼育されている全蜂群	5戸830群	8~9月
高病原性及び低病原性 鳥インフルエンザの定 点モニタリング	小平町	採卵鶏	1戸10羽 (120羽/年)	毎月
BSE検査	管内全域	死亡牛	1,300頭	通年
飼養衛生管理基準の 遵守状況の確認	管内全域	鶏	5戸71羽	9~11月
		めん羊、山羊	5戸750頭	5~7月
		豚	2戸18,029頭	10~12月

## 6 令和3年度 市場上場牛等のヨーネ病検査実施日程

南北海道肉牛市場 開催日	採血期間	受付締切日(当所必着)
令和3年(2021年) 5月6日(木)、7日(金)	4月5日(月)~13日(火)	4月13日(火)
6月2日(水)、3日(木)	5月10日(月)~18日(火)	5月18日(火)
7月1日(木)、2日(金)	6月7日(月)~15日(火)	6月15日(火)
7月28日(水)、29日(木)	7月5日(月)~13日(火)	7月13日(火)
9月1日(水)、2日(木)	8月9日(月)~17日(火)	8月17日(火)
10月6日(水)、7日(木)	9月6日(月)~14日(火)	9月14日(火)
11月3日(水)、4日(木)	10月11日(月)~19日(火)	10月19日(火)
12月1日(水)、2日(木)	11月8日(月)~16日(火)	11月16日(火)
令和4年(2022年) 1月6日(木)、7日(金)	12月6日(月)~14日(火)	12月14日(火)
2月2日(水)、3日(木)	1月10日(月)~18日(火)	1月18日(火)
3月2日(水)、3日(木)	2月7日(月)~15日(火)	2月15日(火)
4月 未定	3月7日(月)~15日(火)	3月15日(火)

検査を申請される場合は、採血期間及び対象牛の月齢を確認の上、受付締切日(当所必着)までに検体を搬入してください。

☆ 検査対象 : 採血日において6か月齢以上の牛(必ず月齢をご確認ください)

☆ 必要書類

- (1) ヨーネ病抗体検査依頼書
- (2) 病性検定診断申請書
- (3) ヨーネ病自主検査料補助金交付申請書
- (4) ヨーネ病自主検査牛採材証明書(検査材料の採材獣医師が交付する書類)

※(3)及び(4)は公益社団法人 北海道家畜畜産物衛生指導協会が行う  
ヨーネ病自主検査料補助金交付事業を申請する場合に必要です。



## 7 監視伝染病の発生状況（留萌、全道）

区分	畜種	病名	留萌 令和3年5月末時点		北海道 令和3年4月末時点	
			戸数	頭羽群数	戸数	頭羽群数
法定伝染病	牛	ヨ一ネ病	4	25	93	273
	あひる	高病原性鳥インフルエンザ（疑似患畜）	0	0	1	637
届出伝染病	牛	牛ウイルス性下痢（真症）	7	12	19	41
		牛伝染性リンパ腫 （旧牛白血病）	4	4	109	235
		牛丘疹性口内炎	0	0	2	8
		破傷風	0	0	2	2
		牛伝染性鼻気管炎	0	0	3	9
		サルモネラ症	0	0	17	84
		ネオスポラ症	0	0	1	2
	馬	馬鼻肺炎	0	0	11	14
豚	豚丹毒	0	0	5	47	

管内での発生はありませんが、昨年に引き続き全道的に牛サルモネラ症の発生が増加しています。牛サルモネラ症は、温度・湿度が上昇する時期に発生しやすいため、清掃・消毒や、野生動物の侵入防止など、飼養衛生管理について今一度確認をお願いします。

## 8 牛伝染性リンパ腫対策について

牛伝染性リンパ腫（旧名：牛白血病）は、牛伝染性リンパ腫ウイルスによる感染症で、感染牛の血液を介して感染します。感染牛の約5%が発症し予後不良となりますが、発症以前のリンパ球増多症の状態であっても、免疫機能が抑制され、他の感染症にかかりやすくなることが確認されています。管内では、昨年31頭の発生がありました（と場発生16頭含む）。現在、治療方法は存在しないため、新規感染の防止や感染牛の計画的とう汰等の対策が重要です。

### 【農場内伝播の防止】

#### 同居牛の感染対策

- 吸血昆虫対策
- 全頭検査による陽性牛と陰性牛の分離飼養、陽性牛の計画的とう汰
- 出血を伴う処置（除角、削蹄、耳標装着など）後の止血や器具の洗浄・消毒
- 注射針や直検手袋は1頭ずつ交換する

吸血昆虫は主要な感染経路であるため、対策が特に重要です！  
（対策例：駆虫薬や殺蛆剤の使用、耳標型忌避剤の装着、粘着テープや防虫ネットの設置など）

#### 母子間の感染対策

- 初乳の加温処理（60℃30分以上）、冷凍処理
- 感染牛の分娩時の隔離、分娩場所の清掃・消毒、出生子牛の速やかな隔離
- 感染牛を繁殖に用いない

### 【農場間伝播の防止】

#### 移動時・導入前の検査

- 繁殖雌牛の導入時に陰性を確認する
- 預託先牧場や公共牧場への移動前に、陰性を確認する

## 9 令和3年度 使用料・手数料単価一覧

○ 北海道家畜保健衛生所条例等  
(病性検定使用料・手数料)

設定項目	料金
病性検定使用料	
器具・機械使用	860
保冷保管庫使用	600
病性検定手数料	
病理解剖検査	4,580
鏡検	770
一般培養	1,120
特殊培養	3,380
一般血清反応検査	780
特殊血清反応検査	3,070
病理組織学的検査	2,520
一般理化学的検査	1,300
特殊理化学的検査	3,160
特殊遺伝子学的検査	5,950
総合病性検定	7,430
総合病性検定(病理解剖検査を伴う)	8,520
特殊血清・遺伝子学的検査	4,010
証明書	500
特別診断(100km未満)	5,670
特別診断(100km以上)	11,340
焼却	24,550

○ 北海道農政部手数料条例  
(家畜伝染病予防法関係)

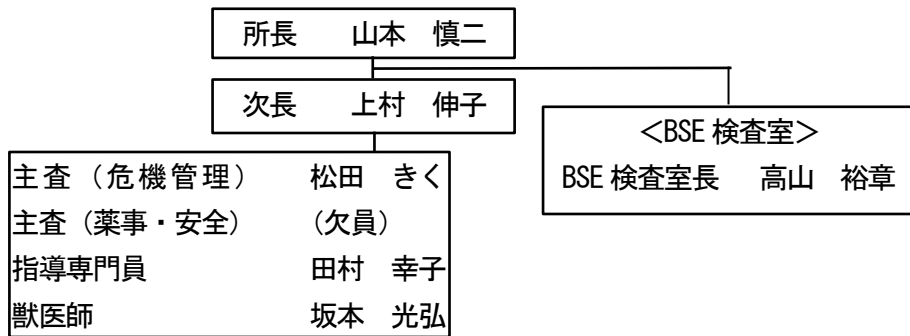
設定項目	料金
(家畜等検査手数料)	
牛のヨーネ病の検査	530
牛の伝達性海綿状脳症の検査	7,400
腐蛆病の検査	170
牛、馬、豚、めん羊又は山羊に係る証明書の交付	150
鶏、あひる、七面鳥、うずら又は蜜蜂に係る証明書の交付	150

○ 北海道農政部手数料条例  
(薬機法関係)

設定項目	料金
動物用医薬品販売業許可申請手数料	28,070
動物用医薬品販売業許可更新申請手数料	11,390
動物用医薬品販売業許可証等書換え交付手数料	2,820
動物用医薬品販売業許可証等再交付手数料	3,950
動物用医薬品配置販売従事者身分証明書交付手数料	8,480
動物用医薬品配置販売従事者身分証明書書換え交付手数料	2,820
動物用医薬品配置販売従事者身分証明書再交付手数料	3,950
動物用高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可申請手数料	28,070
動物用高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可更新申請手数料	11,390
動物用医薬品販売従事登録申請手数料	10,890
動物用医薬品販売従事登録証書換え交付手数料	2,820
動物用医薬品販売従事登録証再交付手数料	3,950
動物用再生医療等製品販売業許可申請手数料	28,070
動物用再生医療等製品販売業許可更新手数料	11,390

## 10 職員体制と連絡先

### 令和3年度の職員体制



### 【 連絡先 】

北海道留萌家畜保健衛生所	TEL (01632) 5-1226 FAX (01632) 5-1165
北海道留萌家畜保健衛生所 B S E 検査室	TEL (01632) 9-3515 FAX (01632) 9-3711
緊急時の連絡先(所の携帯電話) (夜間、休日は留萌家畜保健衛生所の固定電話から転送)	090-9526-9640
Eメール	rumoi.rumoi-kaho1@pref.hokkaido.lg.jp